

本講義の主な内容

★ 土壌汚染対策法・関連法令のポイントとその運用

- 法の目的、特定有害物質、指定基準等
- 土壌汚染状況調査の3つの契機（**改正法**施行後は5つ）
- 要措置区域 又は 形質変更時要届出区域への指定等
- 措置の指示（**改正法**施行後は、汚染除去等計画の作成・提出等の指示）
- 措置（対策）
- 指定の申請
- 汚染土壌の搬出、運搬及び処理
（**改正法**施行後は、汚染土壌の処理の委託義務は一定の条件下で緩和）
- その他の規定

★ 水質汚濁防止法による地下水汚染の未然防止

- 地下水汚染の状況
- 有害物質の地下浸透規制
- 地下水汚染の未然防止

改正法第3条や第4条等に関連して、水濁法の有害物質使用特定施設に係る規定を十分に理解しておくことが、一層重要に

主な法改正内容 1 / 3

条文	主な改正内容	施行時期
第3条 (使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)	<p>〔新設〕 同条第1項ただし書きにより施設廃止後の土地の利用方法に係る知事の確認を受け、調査義務が一時免除中の土地の所有者は、当該確認に係る土地において、900m²以上の土地の形質の変更をし、又はさせるときは、事前の届出義務(改正法第3条第7項)。 ただし、軽易や行為や非常災害のための応急措置を除く。</p> <p>〔新設〕 上述の改正法第3条第7項に基づく届出を受けた知事は、当該土地の所有者等に調査命令を発出(同条第8項)</p>	2019年 4月1日
第4条 (土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)	<p>〔新設〕 一定規模以上の土地の形質の変更を行う者は、土地所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌汚染状況を調査させ、その結果を第4条第1項の形質変更の届出に併せて提出することができる(改正法第4条第2項)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>なお、都道府県知事は、本調査結果の提出を受けた場合には、原則として調査命令を発出しない(同条第3項ただし書)。ただし、提出された調査報告書が適切な方法で実施されていないなどの場合は、調査命令が発出される場合もある。</p> </div> <p>〔新設〕 同条第1項の形質変更の届出義務は、当該形質の変更に係る面積が3,000m²以上の場合に対象となるが、この対象規模の例外として、有害物質使用特定施設が稼働中の土地においては、上述の改正法第3条第7項と同様の規模である900m²以上の土地の形質の変更を行う場合に、形質の変更に係る事前の届出義務(改正法第4条第1項、改正規則第22条?)</p>	2018年 4月1日 施行済み
		2019年 4月1日

第4条-4 土地の形質変更の届出・調査手続の迅速化



形質変更者

土地の形質変更の届出 (法第4条第1項)

(対象規模は3,000m²以上。ただし、施設操作中の有害物質使用特定施設の敷地に係る土地にあつては改正法施行後は900m²以上)

通常の届出・調査の流れ



(知事)

汚染のおそれ基準への
該当性判断

(規則第26条)

同基準に該当と判断した場合



(知事)

調査命令の発出

(法第4条第3項、改正前は同条第2項)



土地所有者等

土壤汚染状況調査の実施



土地所有者等

調査結果の報告



(知事)

報告された調査結果から、当該土地が指定基準に適合しない場合は、健康被害のおそれ基準への該当性を判断し、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定



形質変更者

土壤汚染状況
調査結果
報告書

形質変更の
届出に併せて、
調査結果の
提出が可能

(改正法第4条第2項)

原則として、調査命令の発出なし

ただし、調査の方法や結果に不備がある場合や、形質の変更に着手する時点の汚染の状態を反映していないものは、法に規定する土壤汚染状況調査の方法で調査が実施されたとは言えないため、法第4条第2項に基づく提出がされていないものと考えられ、この場合、当該土地が汚染のおそれ基準に該当する場合には、都道府県知事は同条第3項に基づき調査・報告を命ずることが可能

(改正法第4条第3項ただし書)

第2項を活用した場合の流れ

要措置区域 2-2 改正法第7条の施行前後における措置等の流れ

改正法施行前



要措置区域の指定

改正法施行後



汚染の除去等の措置の指示
(法第7条第1項)



指示措置等の実施義務
(同条第3項)



汚染の除去等の措置の実施



指示を受けた土地所有者等が
指示措置等を講じていない場合には
措置命令を発出(同条第4項)



「汚染除去等計画」の作成 及び
知事への提出の指示(改正法第7条第1項)



同計画の知事への提出
計画変更時は、変更計画の提出義務(同条第3項)



・計画の提出がない場合、知事は**提出命令**
・技術的基準に不適合な計画は、**変更命令**
(同条第2項、第4項)



汚染の除去等の措置の実施
(計画に従った実施措置の実施義務:同条第7項)



実施措置を講じていない場合、**措置命令**
(同条第8項)



措置完了報告書の提出(同条第9項)



要措置区域の指定の解除

地下浸透規制 1 規制の概要等

地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法に基づき、有害物質使用特定事業場からの有害物質を含む水の**地下への浸透が規制**されている。

規制の概要は、

◆ **特定地下浸透水の地下浸透の禁止**(水濁法第12条の3)

「**特定地下浸透水**」とは、有害物質使用特定施設を設置する事業場から地下に**浸透する水で、同施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)**を含む水をいう(同第2条第8項)。

なお、本規制は、**下水道区域の有害物質使用特定事業場**に対しても適用されことに注意

⇒ **公定法による測定の結果、有害物質が検出される水は地下への浸透禁止!**

◆ 特定地下浸透水を意図的に地下に浸透させる者が、有害物質使用特定施設を設置するときは**事前の届出義務**

◆ 設置後は**特定地下浸透水の測定及び記録を義務付け等**

◆ 都道府県知事は、地下水の水質の汚濁の状況を常時監視等

(1) **規制対象**

地下浸透規制の対象となるのは有害物質使用特定施設に係る「**特定地下浸透水**」で、**特定事業場から地下に浸透する水のすべてではない。**

有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、**有害物質の製造、使用又は処理を目的とした施設**で、個別の施設ごとに判断される。

(2) **有害物質使用特定施設の設置の届出** ⇨ **届出対象は、意図的に浸透させる者**

工場、事業場から**特定地下浸透水を浸透させる者**は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、知事に届け出なければならない(同法第5条第2項)。なお、この第2項の設置の届出を行っている特定事業場は、平成29年度末現在、全国で[2]事業場に過ぎない。これは、常時、特定地下浸透水の水質を、地下浸透基準に適合させることの困難性を示していると考えられる。